

総
合
事
務
組
合
公
報

目
次

千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………1頁

※ この公報は、規則により組織団体に配布するものです。
必ず関係部課に供覧してください。

千葉県中央区中央四丁目十七番八号 千葉県自治会館
千葉県市町村総合事務組合
電話 ○四三(三一一) 四一五五

千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年六月九日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

千葉県市町村総合事務組合条例第八号

千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和五十二年条例第一号）の一部を次のように改正する。
第十八条中「三十一万五千元」を「三十三万円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例第十八条の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由の生じた千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例第四条第七号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。